

ID: 155

担当部署: 地域整備課

<b>処分の概要</b>	行為の許可及び変更許可
<b>例規名 根拠条項</b>	大河原町都市公園条例 第3条第1項及び第3項(第18条において準用する場合を含む。)
<b>例規番号</b>	平成7年条例第5号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第3条、第4条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。 (行為の制限)</p> <p>第3条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。</li> <li>(2) 業として写真又は映画等を撮影すること。</li> <li>(3) 興業を行うこと。</li> <li>(4) 競技会、集会、博覧会その他これらに類する催しをすること。</li> <li>(5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。</li> <li>(6) その他町長が管理上必要と認める行為をすること。</li> </ol> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 行為の目的</li> <li>(2) 行為の期間</li> <li>(3) 行為を行う場所又は公園施設</li> <li>(4) 行為の内容</li> <li>(5) その他町長の指示する事項</li> </ol> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項その他規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。</p> <p>5 町長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な条件を付することができる。 (占有許可の特例)</p> <p>第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可等の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可等をしてはならない。</p> <p>3 使用等許可権者は、既に公の施設の使用等の許可等をした場合において、当該許可等に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可等を取り消し、又は当該許可等に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用者等に損害が生じることがあっても、使用等許可権者は、その責めを負</p>	

わない。

<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年7月5日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日